

(別表1)

申請に対する処分に係る基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法施行令
根拠条項	第34条第2項
許認可等の種類	技能教育施設の連携科目等の追加
法令の定め	学校教育法施行令第33条、第34条第2項 技能連携教育施設の指定等に関する規則第2条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則（平成2年北海道教育委員会規則第16号）第4条
審査基準	
標準処理期間	早期間 3日・ <u>月</u> (注：休日は含まない) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 3日・ <u>月</u> ( )
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育指導係 (電話番号：011-231-4111 内線35-725)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分（指定）をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。